

當ニ可仕様ニ持成ケレバ、人皆此人コソ一ノ人也ケレト思テ、下衆共モ數付ニケリ、然テ守國ヘ具シテ下ルニ、京出ヨリ始テ、此人ヨリ外ニ物云ヒ不合ケレバ、道ノ程從者多ク被仕テ鑢メクモ理也、然レバ肩ヲ並ブル人无テ下ル程ニ、既ニ國ニ下著ヌ、其ニ古ハ白河ノ關ト云所ニテ、守ノ其關ヲ入ニ供ノ人ヲ書立テ、次第ニ關ヲ入テ、入レ畢テ後ニゾ木戸ヲ閉ケル、然レバ此守共ノ書立ヲ、目代ニ預ケテ守ハ入ヌレバ、此様ノ事ノ沙汰モ我ニゾ行ハセンズラムト思ケルニ、然モ无テ異人ノ沙汰ニテ、關ノ者共並ビ立テ、何主ノ人入レ、彼主ノ人入レト呼テ、主從者次第ニ入ルニ、先我ヲ呼立ンズラムト聞ニ、四五人マデ不呼上ケレバ、吾ヲ尻卷ニ入ンズルナメリト思テ、從者共引將テ待立ル程ニ、皆人入畢テ後、我入ンズラムト思フニ、木戸ヲ急ト閉テ棄テ入ザレバ、奇異ク云甲斐无テ返ランズルニモ、霞ニ立テ秋風吹際ニ成ニタリ、菅无クトモ國ニ暫モ可有ニハ被指出ニタリ、

〔更科日記〕曉より足柄山をこゆ、略中からうじて越はて、關山にとゞまりぬ、是よりは駿河なり、よこばしりの關のかたはらに、いはつぼといふところ有、略中清見が關はかたつかたは海なるに、關屋どもあまたありて、海までくぎぬき、略中玄たり、けぶりあふにやあらん、清見が關の波もたかくなりぬべし、略中美濃の國なる、略中不破の關、あつみの山などこえて、近江の國おきながといふ人の家によどりて、四五日あり、略中玄はすの二日京にいる、略中關ちかく成りて山つらにかりそめなるきりかけといふものしたるかみより、丈六のほとけのいま、であらづくりにおはするが、かほばかりみやられたり、略中こ、らの國々を過ぎぬるに、駿河の清見が關と、相坂のせきとばかりはなかりけり、

〔堀河院御時百首和歌〕雜關
もる人もまたたえなくに川口の關のくぎぬきはや朽にけり

隆源